

平成28年第14回教育委員会定例会  
(7月21日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成28年7月21日(木) 午後2時3分から午後3時44分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

委 員 長	垣 内 恵美子
委員長職務代理者	末 廣 照 純
委 員	樋 口 清 秀
委 員	高 森 大 乗
教 育 長	和 田 人 志

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
庶 務 課 長	岡 田 和 平
学 務 課 長	前 田 幹 生
児 童 保 育 課 長	上 野 守 代
放課後対策担当課長	堀 越 龍太郎
指 導 課 長	屋 代 弘 一
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	小 柴 憲 一
生涯学習課長	小 川 信 彦
スポーツ振興課長	廣 部 正 明
中央図書館長	齊 藤 明 美
事務局副参事	山 田 安 宏

○日 程

日程第1 議案審議

第47号議案 東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第48号議案 東京都台東区教育委員会における学校開放に関する規則の一部を改正する規則

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課

- ア 認定こども園の開放について
- (2) 児童保育課
  - イ 認可保育所の開設について
- (3) 生涯学習課
  - ウ 謙慎書道会が実施する事業に対する後援について
- (4) 中等図書館
  - エ 中央図書館所蔵郷土資料（貴重資料）の館外特別貸出について

## 2 報告事項

- (1) 庶務課
  - ア 区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について
  - イ 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について
  - ウ 後援名義の使用について
- (2) 庶務課（事務局副参事）
  - エ 蔵前小学校改築の進捗状況について
- (3) 児童保育課
  - オ 子育て支援特別委員会における教育委員会に関する審議等概要について
- (4) 教育改革担当
  - カ 障害の状況に応じた学習方法の充実について

## 3 その他

午後2時03分 開会

○垣内委員長 ただいまから、平成28年第14回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、末廣委員にお願いいたします。

それでは、ここで傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

それでは、会議に入ります。この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

### 〈日程第1 議案審議〉

#### 第47号議案

○垣内委員長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

各議案の提案理由及び内容について事務局各課ごとに説明をお願いします。

はじめに、第47号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、第47号議案、東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明をいたします。

本案は、東京都教育委員会告示の一部改正に伴い規定の整備を図るものでございます。恐れ入りますが、議案の次につけております、新旧対照表をご覧ください。

本規則は、東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例に基づき学校医等の公務災害補償の実施に関して必要な事項等を定めておりますが、本案はこのうち長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の限度額を定めた別表第1、遺族補償年金の額に乗ずる率を定めた別表第5を改めるものでございます。

新旧対照表の2ページ及び3ページをご覧ください。

別表第1及び別表第5は、東京都教育委員会告示に準じて規定をしておりますが、今般、東京都教育委員会の告示の一部改正がございましたので、それに倣い改めるものでございます。

新旧対照表の1ページにお戻りください。

付則でございます。本規則は公布の日から施行いたしますが、付則の第2項で別表第1につきましては、本年6月1日から適用する旨の経過措置を設けております。

なお、平成14年の東京都からの事務移管以降、公務災害補償を受けられた学校医等はありません。

簡単ですが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおり可決賜りますようお願いいたします。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、第47号議案については原案どおり決定いたしました。

#### 第48号議案

○垣内委員長 次に、第48号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第48号議案、東京都台東区教育委員会における学校開放に関する規則の一部を改正する規則についてご説明をいたします。

本案は行政不服審査法の改正に伴い、規定の整備を図るため提出したものでございます。新旧対照表をご覧ください。

今回は第2号様式を改めるものでございまして、学校開放の使用許可に対する不服申立て期間を、これまでの「60日」から「3箇月」とするものです。

新旧の第2号様式を2枚目と3枚目に添付をいたしました。改正する箇所は、2枚目、3枚目の裏面の1の2行目と3行目でございます。

それでは、新旧対照表の1枚目にお戻りをいたしまして、付則でございます。交付の日から施行し、本年4月21日にさかのぼって適用をいたします。

本案につきましては、原案どおりご決定下さるようよろしくお願いいたします。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 一般団体の場合、体育館の使用料はいくらぐらいなのでしょう。

○庶務課長 体育館を1回使用した場合、一般の団体ですと、夜使用した場合3,000円、昼使用した場合は2,100円という状況でございます。

○垣内委員長 この不服申立てというのは、過去にどのぐらいあったのでしょうか。

○庶務課長 ここ数年間は、そういった経緯はございません。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、これより採決いたします。本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、第48号議案については原案どおり決定いたしました。

## 〈日程第2 教育長報告〉

### 1 協議事項

#### (1) 学務課 ア

○垣内委員長 次に、日程第2、教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。事務局各課ごとに説明をお願いします。

はじめに、学務課のアについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、認定こども園の開設についてご説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。

本件は、台東区次世代育成支援事業計画に基づきます平成29年度開設予定の忍岡小学校敷地の一部を活用して整備する認定こども園について、運営事業者を選定いたしましたので、そのご報告でございます。

資料、項番1、運営事業者選定結果でございます。(1)の開設するこども園の名称は、(仮称)忍岡こども園、(2)の開設予定日は来年10月の予定で、所在地は池之端二丁目の忍岡小学校校舎西側の敷地に開設をいたします。(4)の定員は73名の予定でございます。長・短の内訳は表のとおりでございます。(5)の建物の構造及び延床面積でございますが、鉄筋コンクリート造、地上4階建で延床面積は597.60㎡の計画となっております。

(6)の選定した事業者、優先交渉権者は社会福祉法人東京児童協会で、区内では区立たいとうこども園の指定管理者として同園を運営している実績がございます。(7)の運営形態は、民設民営の保育所型認定こども園となります。

(8)の選定経過につきましては、本年4月より公募を開始いたしまして、3者から応募がございましたが、うち1者につきましては審査直前に辞退をしたため、2者による審査を今月11日に実施をいたしました。審査につきましては、配点の70%を基準といたしまして、2者のうち1者を選定するというので、結果として東京児童協会が79.5%の得点率で優先交渉権者となったものでございます。

資料の裏面をご覧ください。

審査を行いました選定委員会のメンバーは資料⑤のとおりでございます。

項番2、今後の予定でございますが、9月の区議会に報告の上、10月から用地を事業者に貸し付けまして、事業者は来年10月の開設を目指し、整備を進めていく予定となっております。

なお、区内の認定こども園の配置図をお示ししておりますので、参考としていただければと思います。

簡単ですが説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

この審査結果を見ますと、教育・保育の運営方針のところ、かなりの差があったようですが、今回選定された東京児童協会は、具体的にどのような点が評価されたのでしょうか。

○学務課長 東京児童協会につきましては、やはり既に区内でこども園を運営している実績があるということで、区の地域性に非常に理解があるということと、教育委員会が進めております幼児教育共通カリキュラム「ちいさな芽」の実践を通じて、本区の教育保育活動を十分理解していると、そういった点が選定委員から評価をされたと考えております。

○高森委員 (5)の建物の構造についてですが、鉄筋コンクリート造、地上4階建てとなっていますが、4階全てを利用されるということなののでしょうか。比較的大規模なこども園になると思うのですが、そのように理解してよろしいのでしょうか。

○学務課長 今回の提案のベースでお答えをさせていただきますが、4階部分は全体の3分の1程度の大きさですので、実質一部4階建てといってもいいのかなと考えております。これは建築上の扱いになるので恐らく4階建てと言わないといけないのだらうと思うのですが、実質は3分の1は建物があるのですが、残りは屋上園庭という形で提案になってございました。

○高森委員 所在地はどこでしょうか、地図ではわかりにくいのですが。

○学務課長 忍岡小学校の校舎の正門があるところに、現在、植栽ですとか築山があるところがあるのですが、その場所に、今、工事を始めておりますが、整地をいたしまして、建物を建てていただくというやり方をいたします。

○高森委員 たいとうこども園のほうは、定員何名で運営されておりますでしょうか。

○学務課長 たいとうこども園につきましては、長・短合わせまして161名と聞いております。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、学務課のアについては協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## (2) 児童保育課 イ

○垣内委員長 次に、児童保育課のイについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、28年度保育緊急確保策に基づきまして認可保育所の開設の公募をいたしました。2者応募がございまして、それぞれ70点以上の得点率であれば優先交渉権者として認可の開設を進めていくということで、今回審査をしたものでございます。

項番1をご覧ください。審査日は7月1日で、2者について選定委員6名で行いました。

まず、1者目でございます。項番2の(1)、「株式会社スターズ」でございます。こちらの株式会社は、平成23年にスターキッズ谷中保育園、26年にスターキッズ上野桜木保育園の認証保育所の2カ所を運営している事業者でございます。また、平成21年からさいたま市で同じく認可外の45人の大型施設を運営している事業所でもございます。

今回、認証保育所を卒園した後、認可保育園等に預けることになるのですが、この3歳児の受け皿がないということで、3歳～5歳までの48人の認可保育所を運営したいということで応募をさせていただいております。

建物は、上野桜木2-1-8、鉄骨造3階建の建物の1階部分での開設でございます。

行く行くは認証保育所の2園につきましても、認可のほうに移行していきたいという意欲がございます。

審査の結果につきましては、全ての項目で80%を超えてございまして、得点率は83.6%という高い率になってございます。

裏面をご覧ください。

2者目でございます。株式会社fesパートナーズでございます。こちらにつきましては、認可外保育所を1園、小規模保育事業所として27年4月から、ベベ・ア・パリ保育園東上野というところで19名の保育を実施しております。今回、区内で認可保育園を開設したいということで、池之端二丁目8-12で3階建ての一棟立て建物を借りまして、49名の保育を行うことで提案をいただいております。

こちらの建物につきましては、元々は歯科医院と自宅として使われていた建物で、全てを保育園のほうに貸していただけるということになってございます。平成17年の建物で、比較的新しい建物でございます。

審査の結果でございます。運営方針を除き、70%の得点率となっており、合格ラインの70.5%で認可の審査のほうに入っております。運営方針が56.6%という得点率の低かった部分につきましては、実際にやりたい保育のご説明と、実際の図面に齟齬がございまして、図面のことで委員のほうから大分ご質問をいただいたところでございます。このことにつきましては、図面を変更するというところでございましたので、審査終了後、修正した図面を事務局のほうで確認をし、当初の審査結果に基づきまして、区のほうでも認可のほうを応援していきたいと判断をしたものでございます。

今後のスケジュールでございます。区の内部決定といたしましては、8月4日の政策会議にお諮りをいたしまして、決定後、議会等の報告を経て、来年の2月に入所内定を出していきたい、そのように考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 1番目の（仮称）スターキッズ保育園について、私の記憶が正しければ、寛永寺橋を上がったすぐのところの一つ、既にできかかっている物件があったと思いますが、



そこからわずか十数メートル離れた場所に、また保育園が一つできるということになるわけですね。

また、近所には寛永寺幼稚園もございますので、周辺に住んでいる子どもの数はわかりませんが、幼稚園・保育園の数に見合っているのかどうか、そのあたりの情報はありますか。

○**児童保育課長** 資料の参考3、2枚目の地図をご覧ください。

今回お示したスターキッズ保育園につきましては、右側に2軒離れた場所にチェリッシュ上野の森保育園がございます。昨年の12月に開設をした認可保育園で、定員は60人でございます。この保育園は、0歳～5歳まで保育をする施設でございますが、今回は先ほどもご説明しましたとおり、認証保育所2園の卒園時の受け入れのためにということで、3～5歳の保育園をつくりたいということで、コンセプトが若干異なっております。

将来的には現在の認証保育所も認可化したいということでございましたので、これが整いますと、言問通りを文京区のほうに行っていただいたところに実は2カ所、スターキッズの認証保育所がございますので、この通りを三つという形の分園にするのか、それぞれ認可をするのか現在検討中ということではございますが、そのような形での運営をしていきたいと考えているということでございました。区といたしましても同内地域に、特に隣り合って保育園が建つということは初めてのケースにはなりますが、それぞれ特色が違っているということで、今回の計画のほうとしては了としたところでございます。

また、地域的な部分につきましては、上野桜木地区に待機児童数が多いということではございません。ただ、入谷地域については待機児童数が増えてございますので、陸橋を上がっていただくことにはなりますが、できるだけ地域に近いところで開設を計画していただいたと、そういったことでございます。

○**樋口委員** あの坂を自転車で上がっていくのは大変ですし、歩道部分が非常に狭いうえに、道路はいつも混んでいるので、交通事故がなければいいなと思います。

○**末廣委員** エレベーターができましたよね。

○**高森委員** 付近には駐車場もありますよね。

○**樋口委員** 日展会館の前の歩道は、それほど広くはないですよ。あの場所は自転車で交互通行できないので、なかなか大変なところですね。ただ、保育所をつくっていただけるのは、待機児童の解消につながりますので、ぜひお願いしたいと思います。

○**和田教育長** 先ほどのご説明の中で、(2)のパートナーズについては運営方針のところが、図面と説明が異なっていたという説明がありましたが、結果的に合計点では7割ということでクリアできていますが、この点については非常に気になる部分だと思います。そのことについて、委員さんたちのご意見は特にありましたか。

○**児童保育課長** 委員の方々が非常に心配をされていたのは、一例をあげますと、当初3階に調理室を置くという予定をしてございましたが、食材の搬入について保育室を通過して3階まで上げるということになりますと、理想としている保育像と異なるのではというご

意見や、また、0歳児保育室を玄関のすぐ横に設置しようと考えていたようですが、玄関に事務所機能がございませんので、直接0歳児のお部屋が玄関から見えてしまうという設定になってございました。

こういった点を一つ一つ委員のほうからご指摘をいただき、現在、児童福祉審議会にかけるために準備をしている修正した図面につきましては、玄関から入ったところに事務所機能を設け、奥に0歳児保育室。0歳児保育室のすぐ隣には調乳室や沐浴室といったものを配置するなど、保育士の動線を考えたつくりに変更をさせていただいております。

こうした保育士の動線などについて十分に説明できる図面ではなかったことに対して、委員からご心配の声をいただいたというものでございます。

○事務局次長 私も委員として審査をいたしました。他の委員の方々からも、全体で70点以上は取れているので、内容の修正が書面上、設計図上できるのであれば、その点が改善されるのであればオーケーですという、そのようなご意見をいただいたところでございます。

○高森委員 今、（仮称）ベベ・ア・パリ保育園の話になっていますが、この保育園の前の通りは上野高校のほうに抜ける抜け道になっていて、かなり車の往来が激しいので、交通安全について配慮をいただきたいなと思います。

○児童保育課長 所管の警察等にもお話をさせていただいて、対策をしてまいりたいと思います。

○垣内委員長 ほかにご質問はございませんか。

（なし）

○垣内委員長 それでは、児童保育課のイについては協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

### （3）生涯学習課 ウ

○垣内委員長 次に、生涯学習課のウについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、謙慎書道会が実施する事業に対する後援についてご説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。

謙慎書道会が実施いたします、第79回謙慎書道会展特別企画「文字の動物園」に対する後援の申請でございます。

謙慎書道会は昭和8年に創設をされました団体でございます。古典を尊重し、古典に学び、古典に立脚した書の本質を追究するということを目的としてございます。

本企画につきましては、平成29年3月に東京都美術館にて開催されます謙慎書道会展において、来場者を対象としましたワークショップとして実施をするものでございます。上

野動物園で飼育をされています動物の写真を貼りまして、それに対して、その動物を対象としました文字を好きな書体で書いていただいて、会場内に用意をされましたマップに貼りつけていくというものでございます。同様のものを何年かやっておりますので、資料の最後のほうに写真が添付をされてございますので、ご覧いただければと思います。

このマップの作成につきましては、東京藝術大学にもご参加いただくなど、上野ならではの企画となっております。

本件は、政治的、宗教的、営利面での抵触がないことを確認しております。

区民の生涯学習の振興に寄与するという観点から、本件の後援につきましてはよろしくご協議の上、ご許可いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○垣内委員長** ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

確認ですが、この東京都美術館、それから上野動物園、それから東京藝術大学の美術学部ですが、今回後援の申請をいただいておりますが、前回は後援申請をされていると理解してよろしいのでしょうか。

**○生涯学習課長** お答えいたします。台東区の教育委員会がいたします後援は、今回は初めての申請でございます。また、東京都美術館や上野動物園、藝術大学につきましては、後援ではなくて、協力という形で参加をしております。

**○垣内委員長** 協力とはどのようなものなのでしょうか。

**○生涯学習課長** こちらの謙慎書道会でございますが、実は、豊島区池袋のサンシャイン水族館で同じような形の「文字の水族館」というものをやっております。こちらにつきましては、豊島区の教育委員会が後援をしておりますが、自治体に対しては後援を求めるような動きがございますが、それ以外の団体につきましては協力という表現を、この団体さんは使っております。

補足ですが、これまでも上野で同じようなイベントを平成28年3月にも行っております。その際は、会の意向としまして、区の教育委員会に対して後援申請をするには、まだ実績が足りないという団体内部の判断があったようで、今回、初めて台東区の教育委員会に対して後援を申請されたと伺っております。

**○垣内委員長** 満を持してということですね。

**○生涯学習課長** そうなります。

**○樋口委員** 積極的に賛成をしたいと思えます。本当におもしろい企画で、見るだけではなくて、それを文字にしていくという企画になっていますね。象形文字等々で、動物の形まで意識をしながら書くというのは、非常に想像力を豊かにする、重要な効果があると思えます。本当にいい企画だなと思えます。

**○垣内委員長** 本区には書道博物館もありますと思えますが、そことの関係はどうなっているのでしょうか。事柄自体は大変いいことですし、今、このような形でワークショップを行うのは、特に将来世代の子供たちに対して芸術文化を発信していくうえで、とても重

要視されてきておりますので、すばらしい試みだと思うのですが、本区との関わりについて、確認をさせていただきたいと思います。

○生涯学習課長 この団体につきましては、資料にございますとおり、加盟団体数と会員が9,000名を超える全国的な会でございます。台東区では先ほど申し上げたような上野の文字のイベントをやってございます。

今後、委員ご指摘のとおり、本区には書道博物館がございますので、団体に対しても積極的に情報発信をさせていただいて、できるだけ相互に連携できるようなことを考えていきたいと思います。

○垣内委員長 ほかにご質問ございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、生涯学習課のウについては協議どおり決定いたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

#### (4) 中央図書館 エ

○垣内委員長 次に、中央図書館のエについて、中央図書館長、説明をお願いします。

○中央図書館長 それでは、中央図書館所蔵の郷土資料(貴重資料)の館外特別貸出についてご説明いたします。資料4をご覧ください。

中央図書館が所蔵する郷土資料のうち、複製ではない貴重資料を展示目的で外部へ貸出する場合、台東区立中央図書館郷土資料取扱要綱の規定により、台東区教育委員会の承認を得て貸し出しを行うこととなっております。

項番1、申請者は、練馬区立石神井公園ふるさと文化館でございます。

項番2、会場は、同文化館2階、企画展示室でございます。

項番3、対象資料でございますが、記載のとおり12点でございます。各委員の皆様方には各対象資料の写真を配付してございますので、ご覧いただければと存じます。

次に項番4、貸出期間でございますが、平成28年9月6日(火)～11月20日(日)の予定でございます。

項番5、展覧会名でございます。練馬区立石神井公園ふるさと文化館特別展「夢の<sup>エール・ドフラド</sup>黄金郷「遊園地」－思い出のメリーゴーランドー」でございます

項番6、会期は記載のとおりでございます。

項番7、企画趣旨は記載のとおりでございます。

項番8、保険・輸送につきましては、相応の保険に加入し、美術品輸送専門業者が梱包・輸送を行います。

裏面でございます。

項番9、展示・警備につきましても、機械警備や巡回監視等、記載のとおりでございます。

簡単ではございますが説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 かなり古いものもあるようですが、こういった資料については、どのように分類され、どのような保管の仕方をされているのか教えてください。

○中央図書館長 2枚以下の紙の書類につきましては、中性紙の袋で保存をいたしまして、調湿庫が図書館内でございますので、それを整理した上で保管をしております。

模型につきましては、大きさとしてはそこまで大きいものではございませんが、立体的なものでございますので、写真をご覧いただければと思いますが、白い紙で、クッション材のあるもので包みまして、それを図書館内の倉庫のほうに保管をしております。

○和田教育長 これまで、この資料について展示の実績はありますか。

○中央図書館長 ①番の花屋敷の模型でございますが、こちらは平成26年に図書館のほうで「日記が語る台東区 浅草寺日記」という企画をしましたときに作成したもので、それをその当時展示しております。

それから、資料の②番になりますが、こちらに描かれている人物の絵を使いまして、この模型のほうに活用しております。②の浮世絵も、平成26年の浅草寺日記のときに展示をしております。

○和田教育長 そうしますと、この模型は最近作成したものと、そういうことになるわけですね。

○中央図書館長 そうです。平成26年の展示に合わせて作成をしたものでございます。

○高森委員 中央図書館には、こうした貴重資料が幾つか所蔵されていると思いますが、そうした資料について、外部の方はどのようにすれば情報を得ることができるのでしょうか。インターネット上に公開されているのか、それとも印刷物などで頒布されているのか、教えてください。

○中央図書館長 インターネット上の公開はまだいたしておりません。今回の貸出については、先方の学芸員と本区の学芸員のつながりから、資料の貸出についてお申し込みがあったということですので、一般的に広く、今所蔵している資料を公開している状態ではございません。

○高森委員 将来的には公開することを考えていらっしゃいますか。

○中央図書館長 現在、準備を進めておりまして、29年度から一部のものについてはデータベース化して公表予定でございます。

○垣内委員長 このような貴重な資料というのは、移動させるとなると、保存管理が非常に重要になります。温度・湿度管理も一定にしなければいけないということもありますし、移動するというのは必ずリスクが伴うことですので、輸送、それから展示の際には、専門

の方々、それから学芸員の方々の細心の注意を重ねてお願いしたいということと、この浮世絵などはかなり劣化しやすいものですし、展示期間が長いので、大体一月、物によっては2週間ほどで入れ替えていくのですが、そのあたりのことについても、学芸員さんがきちんと管理をしていただくということですのでけれども、図書館のほうでも十分その点を確認していただければと思います。

このような貴重な資料を、いろいろな形で公表されるというのは非常に素晴らしいことですので、先ほど高森委員からのご質問にもありましたように、こうした資料があるということを知っていただいて、できるだけ活用していただけると大変ありがたいと思っております。

それから、保険料が高いですが、これは先方が負担をするということですのでよろしいですね。

○中央図書館長 はい。

○垣内委員長 ウォール・トゥ・ウォールで、戻してくださるまでサポートしてくれるのですよね。

○中央図書館長 はい。

○末廣委員 中央図書館には、ほかにもいろいろな模型があるのですか。

○中央図書館長 模型はほとんどないと把握しております。従いまして、この模型はかなり珍しいと言いますか、図書館で作成するという事はなかなかないと報告を受けております。

○末廣委員 それから、遊園地に限らず、上野・浅草等の絵はがきは十分あるかと思いますが、それはどうでしょうか。

○中央図書館長 現在、2,000枚ほど貯蔵しております。引き続き関係のあるものは収集に努めております。

○和田教育長 今の様々なご意見は、やはり資料の保管と活用の仕方が非常に大事だというお話だと思いますが、一方で台東区の場合には下町風俗資料館があります。あちらにもこれと類似の資料もあるかと思うのですが、その辺の情報交換はどのようにしていますか。

○中央図書館長 図書館の郷土・資料調査室専門員が、下町風俗資料館の学芸員さんと連携をしておりますので、お互いに情報が行くようになっております。

○樋口委員 池之端に観覧車があったのですか。

○中央図書館長 明治40年に東京勸業博覧会が開催されたときには、この観覧車のほかに⑫の資料のウォーターシュートも設置をされたと説明を受けております。

○樋口委員 池之端が、現在のディズニーランドのような場所だったのかもしれないですね。

○垣内委員長 それでは、中央図書館のエについては協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

### (1) 庶務課 アイウ

○垣内委員長 次に、報告事項を議題といたします。事務局各課ごとに報告をお願いします。

はじめに、庶務課のアからウについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、まずはじめに、6月22日に開催をされました区民文教委員会における教育委員会の審議等概要についてご報告いたします。

議案については、この度はございませんでした。

報告事項ですが、補正予算を含めて6件、その他の項目として2件ございました。主なものを紹介いたします。

なお、アンダーラインを引いている箇所が委員からいただいた意見や質問でございます。

(2)の少年自然の家の指定管理者の選定について、学務課長から報告をいたしました。

委員からは、施設管理評価を見ると、27年度は「要努力」であったが、これについてどのように感じているのかという質問がありまして、計画外の支出により、支出計画額を上回った実態があったため、一部課題があるとされた。指定管理者との十分な協議、情報交換が必要であると感じていると答えております。

2ページ目をご覧ください。

1番上の行でございますが、自然の家の利用率をさらに上げるためには、民間の企画やイベントの提案が必要であるという意見をいただきました。

続いて(3)東京オリンピック・パラリンピック教育の推進事業について、指導課長から説明をいたしました。

委員からは、幼稚園では具体的にどのようなことを行うのかという質問があり、未来への夢、将来の職業希望等、こころざし教育と関連させて五つのそれぞれの領域に応じた活動を展開していくという答弁をいたしております。

2ページの下から二つ目の質問でございますが、学習プログラムを作成していると思うが、どのように活用するのかという質問に対しまして、昨年度に15の教育プログラムを開発しており、これを冊子にまとめて、全校園での活用を促しているところであるという答弁をいたしております。

3ページをご覧くださいと思います。

この項目の下から二つ目でございます。おもてなし教育や国際理解重点教育はオリンピック・パラリンピックがなくても重要なことである。台東区の教育として重要であるならば、来年度も再来年度も、都の補助がなくても区単独で実施したいという強い意思を持って継続してほしいという意見をいただいております。

(4)の社会教育センター、社会教育館及び清島温水プールの指定管理者の選定について、生涯学習課長から説明をいたしました。

委員からは、今後新たなサービスや企画等の目標はあるかとの質問があり、現在策定している、生涯学習プラン改定の中で関係団体等の意見をいただき考えていくという答弁をいたしております。

4ページをご覧ください。

その他といたしまして、一つ目は蔵前小学校に関して、この後報告もごございますけれども、2学期から移転することになっており、これまで何十回も話し合いを行っており、もう少しのところまで来た。今後もしろいろなことが起こると思うので、臨機応変に願いたいということでごございました。

もう一点は、学校や園における施設・設備の安全確保について、教育委員会と学校とで話しやすい環境をつくって、しっかりと安全確保を進めていただきたいということを要望されております。

区民文教委員会における教育委員会に関する審議等該当については以上でございます。

続きまして、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について（6月分）ということで、資料6でご説明をいたします。

児童保育課の取扱分が4件、放課後対策担当取扱分が1件でございます。

まず、児童保育課分でございます。一つ目は、第2子出産後、仕事をしていないと求職扱いとなり、3ヶ月以内に就職しない場合は、第1子は退園になると言われた。年長であと半年で卒園を迎える時期に退園というのは子供にとって良くないというご意見をいただいております。

二つ目は、入所基準の見直しということで、早生まれの児童は「0歳児の4月入園」ができない。制度を変えるか加点をしてほしいということでございます。また、勤務時間より兄弟優先の点数が大きく、優遇されていることに疑問を感じるというご指摘もいただいております。

3点目と4点目は一時保育についてでございます。まず3点目でございますが、あらかじめ利用者の登録をしておいて、電話やインターネットで予約できる仕組みに改善をしてほしいというご意見でございます。

裏面になりますが、二つ目は、初回利用の場合は利用日の10日前までに申請する点、予約方法が窓口に限られている点を改善してほしいという意見でございます。

続きまして、放課後対策担当分でございますが、東泉こどもクラブについて、上級生の行動が目にも余るので調査をしてしかるべき対応をしてほしいというご意見をいただいたところでございます。

「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応については以上でございます。

続きまして、台東区教育委員会後援名義使用について、資料7でご説明をいたします。

庶務課取扱分が2件で、いずれも継続の案件でございます。



まず1点目は、特定非営利活動法人こうとう親子センターが9月1日～14日で都内12カ所で実施をいたします「2016 チャイルドライン秋の東京キャンペーン」でございます。

2点目は、千厩ふるさと運動実行委員会が8月1日～3日に実施をいたします、「第40回千厩ふるさと運動」夏の交流」でございます。こちらにつきましては、対象となっております一ノ関の磐清水小学校が平成29年で閉校することで今回を一つの区切りとしたいということをご連絡をいただいております。

説明は以上でございますよろしくお願いたします。

**○垣内委員長** ただいまの報告につきまして、まずは報告報告事項、庶務課のアについて、何かご質問はございませんか。

**○高森委員** (3)番ですから、オリンピック・パラリンピック教育の推進事業について各委員からご質問があったようですが、この3ページ目の下線部が引いてある場所、いろいろとご意見を拝見すると、「2020年度まで」とか、「4年間の計画を」と書いてあるのですが、東京オリンピック・パラリンピックの守備範囲は2024年までだと思います。

教育委員会としても2020年度までは様々な事業を考えていますが、それから先のさらに4年間について、何かビジョンのようなものを示しておく必要があると思いますが、そのようなご予定があるのかどうかお聞かせください。

**○指導課長** 当然、東京大会が終わって事業も終わりというものではありませんので、その後どう引き継いでいくか、そのレガシーの部分についても今後検討して進めていく必要があると思っています。

**○樋口委員** 少年自然の家の指定管理者について、「要努力」になった理由が、支出計画を上回った実態があったということですが、ある一定の外的条件がかかれば、支出計画を上回ることはやむを得ないと思います。合理的な理由があるのであれば、あえて評価を下げる必要はないのではないかと思います。

経営上、間違った経営をしたのであれば、「要努力」となるのだらうと思うのですが、昨今、集中豪雨であるとか、イノシシが多く来たので、防御のために汀線をたくさん張りましたということは、これは施設を守るための必要な支出の増加になるわけですから、評価をしてあげないと、管理者としてはやりにくいと思うのですが、どうしてこのような評価を付けたのか教えてください。

**○学務課長** まず、施設の管理評価という評価の仕方ではあるのですが、詳細な項目が幾つかありまして、その項目の評価が2段階で言いますと、下の段階についてしまうと、全て評価が要努力になってしまと、そういう評価の仕方をしている部分がございます。

実績としては利用者数も増えておりますし、経営面でもそれほど大きな課題があったわけではないのですが、この1点に関しては基本的に館内の清掃の関係の部分で、当初見込んでいた清掃を担当する職員数の計画を超えて配置をしたということで、それ自体は決して悪いことではないのですが、計画に基づいて区と協定を結び、執行することということ

で進めているので、この点についてはきちんと区と協議をして計画どおりに進めてくださいと、そのような意味で、このような評価になったというところでございます。

○垣内委員長 ほかにございませんか。

(なし)

○垣内委員長 次に、報告事項、庶務課のイについて、何かご質問がございませんか。

○和田教育長 保育園の入所基準の見直しについて質問が出ていますが、今回、23区、また東京都全体の待機児童数について自治体ごとの数字が公表されましたが、本区の状況を、他自治体の状況も含めて教えてください。

○児童保育課長 東京都が取りまとめた情報が、新聞報道等なされておりますけれども、23区中多くの区で大幅に待機児童数が増えているという状況でございます。その中でも最も待機児童数が増えているのが中央区でございます。

また、保育施設を増設しているにもかかわらず、待機児童数が100人を超えている地区は、近隣の荒川区がございまして、人口の約半数、50%の保育施設をつくりながらも160人ほどの待機児童が出たという状況でございます。

○高森委員 児童保育課取扱分が今回は4件ですけれども、毎月のように数多くのこういった要望、区長への手紙が出されているのではないかと思います。特にこの保育園の入所基準の見直しについては、恐らく区長への手紙を書かれた方のご理解が少し足りないのかなというところもあるのですが、丁寧に説明をしていかないと、こういった要望がたくさん出てきてしまうと思います。早生まれの生後57日を満たない子供たちを預かれないということの理由付をしっかりと、丁寧に説明して差し上げないといけないと思います。何らかの形で情報発信をされていると思うのですが、具体的にパンフレットなどで、そういった説明はなされているのでしょうか。

○児童保育課長 入園申し込みのしおりというものを毎年10月に作成し、お配りをしているところでございます。また、同等のものをホームページからダウンロードできるようにしてございます。

ただ、年々、この指数の計算や方法についてはより詳細になってきたために、かなりの分量の冊子になってまいりました。そのため、該当箇所を読み飛ばしてしまう方ですとか、十分に文章をご理解いただけていなく、勘違いをなさっていらっしゃる方も窓口で散見されるようになってきております。職員のほうも十分にご説明はしているところではございますが、ご理解を得られていない部分につきましては、重ねて丁寧なご説明をしてまいりたいと考えてございます。

○高森委員 最後の放課後対策担当取扱分についてですが、このことについては初見なのですが、どこかで一度オンテーブルされたことはありますでしょうか。

○放課後対策担当課長 東泉子どもクラブについては、保護者からも同様の趣旨のご意見をいただいているところでございまして、新入生が入ってきて環境が変わって、落ちつかない時期というのもあったのですが、現場で確認したところ、やはりこのような事実があ

ったということで、運営事業者の方と協議をさせていただいて、人員体制の見直しであるとか児童の見守り方法などの工夫を行いまして、父母会にも丁寧に説明申し上げ、また個々の保護者の方にも丁寧に説明申し上げまして、現在は落ち着いた雰囲気できている状況と伺っているところでございます。

○樋口委員 虫除けスプレーを子供の届かないところに置いてしまうと、スプレーの意味がないと思うのですが。むしろ、いたずらしないように注意することが重要であって、担当教員等がいないと、虫除けスプレーさえも使えないというのは、大変な矛盾が起こっていると思います。どういう弊害があるかというのを教えていくことが重要だろうと思うのですがいかがでしょうか。

○放課後対策担当課長 樋口委員ご指摘のとおり、しっかり使い方等々はお説明させていただいた上で、通常使う時期ではないというところもありましたので、保管場所として工夫させていただいたところでございます。

○垣内委員長 このようなケースは、いたずらなのか、いじめなのかという線引きも難しいところもありますが、ご担当の方は、教員のご経験がある方がしているのでしょうか。どのような方が見守りをされているのか教えてください。

○放課後対策担当課長 資格要件のようなものがございます。その中で、保育園で勤務した経験があるとか、教員の免許を持っている方など、いろいろな条件がございます。また、こどもクラブでも実際に働いている経験をお持ちの方が核となって指導をしっかりやっているとところでございます。

実際、いたずらなのか、いじめなのかというところもあるかと思いますが、私どもが把握している限りでは、いじめというよりもいたずらで、高学年の子がやっちゃっているというような部分が強いかと思っております。

手が出ってしまったというような、そういったことも場合によってはございまして、そのような場合には、指導員が入って、子供同士話し合いをさせて仲直りさせてということを実行的にさせていただいているところでございます。

○高森委員 このこどもクラブに通っている子供たちは、おそらく同じ学校の子供たちが多いと思うのですが、このようなことがあった場合には、学校側にも報告を上げていただいておりますでしょうか。

○放課後対策担当課長 そのようなトラブルがあった場合、学校とも相談をさせていただいておりますし、言葉は悪いですが、落ち着かない児童の方がいらっしゃった場合は、その指導方法等についても学校と相談をさせていただいて、よく連携をとりながら、進めているところでございます。

○垣内委員長 ほかにございますか。

(なし)

○垣内委員長 それでは次に、報告事項、庶務課のウについて、何かご質問はございませんか。

いずれも過去に後援名義を出した案件ということでよろしかったですね。

千厩ふるさと運動については、磐清水小学校が平成29年で閉校というご説明でしたが、一旦仕切り直しというのは別の小学校でということなのか、それとも別の何か小学校ではないけれども別の形でということなのでしょう。まだ、その点については、今後の課題なのでしょう。

○庶務課長 先方からいただいた書類の中では、平成30年からは新千厩小学校として生まれ変わるといただいております。

○樋口委員 合併するという意味ですか。

○庶務課長 事情まではわかりかねます。ただ、また新たな交流の機会がございましたら、よろしくお願ひしたいという言葉もついてございます

○高森委員 1件目のチャイルドラインについてですが、以前も定例会で俎上に上がっていて、私もいくつか質問をさせていただきましたが、子供からのSOSを受けとめるこのチャイルドラインに関して、台東区の児童や生徒でこれを利用した子供がいるかどうかという情報は入っていますでしょうか。個人情報ですから難しいというような話もありましたが、何か聞き及んでいるところがあれば教えてください。

○庶務課長 おそらく、住まいや名前までは確認をしていないのではないかと思います。昨年の実績でわかっている内容としましては、フリーダイヤルというのは、発信された場所がどこかというのはわかるようです。東京都内から発信された件数が、去年の実施期間中は9,022件ありました。そのうち、実際に電話がつながってお話のできた件数が2,109件、1回当たりの通話時間は7分52秒ということです。これは全都的な数字でございます。そういう実績をいただいている、通話時間は増えている状況であると伺っております。

○高森委員 そうすると、台東区の子供が利用したかどうかまでは追跡ができないということですね。わかりました。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、庶務課のアからウについては報告どおり了承願ひます。

## (2) 庶務課(事務局副参事) エ

○垣内委員長 次に、庶務課(事務局副参事)のエについて、事務局副参事、報告をお願いします。

○事務局副参事 それでは、蔵前小学校改築の進捗状況についてご報告をさせていただきます。資料8をご覧ください。

はじめに、項番1、校舎の解体工事でございます。(1)の工事概要でございますが、現校舎の解体、それからアスベストの除去、さらに外構舗装と植栽等の撤去、地下基礎・杭の撤去、その後の整地となっております。工事につきましては、現在の校舎の外壁の一部

からアスベストの含有が認められておりますので、こちらの除去をあらかじめ行った上で解体のほうに入ってまいります。

(2)の解体建物の概要につきましては、資料のとおりでございます。

(3)の施工業者でございますが、こちらは株式会社関口興業でございます。足立区西新井にある業者でございます。

補足ですが、この解体業者でございますが、現在の蔵前小学校を建設する際、その前の旧精華小学校の校舎を解体いたしました。この時も同じ業者が請け負っておりました。

その次の(4)の工期でございますが、平成28年6月30日～来年6月15日まででございます。ただし、工事自体は来年5月には概ね終わる予定でございます。

続きまして、項番2の仮校舎への通学の安全確保でございます。

まず、(1)の通学路の設定でございます。お手数ですが資料裏面をご覧ください。

地図上、太い実践で囲んでいるところが蔵前小学校の通学区域でございます。その通学区域の中、やや細い実践で示させていただいておりますのが現在の通学路でございます。これに加えまして、今度は通学区域外にございます旧柳北小学校仮校舎への通学路といたしまして、点線でお示しさせていただいております左衛門橋通りと蔵前橋通り、この部分を追加で設定してまいります。こちらにつきましては地域の皆さんと、それから蔵前警察署とも協議をさせていただいた上で決定しております。

お手数ですが、表面にお戻りください。

(2)のめぐりんの活用でございます。こちらも通学区域外に仮校舎が設定されるということで、通学距離が長くなる、また、通学に所要する時間が長くなる児童の皆さんを中心に乗車券のほうを支給し、登下校に利用していただくというものでございます。現時点で乗車券の支給対象者数として134名となっております。内訳は、対象地域に居住する3年生までの児童ということで、こちらは97名。通学区域の北、それから東側に当たるところにお住まいの児童になります。

その下、特に必要と認める児童といたしまして37名。この中にはいろいろ持病をお持ちのお子さんですか、ADHDといった傾向のあるお子さんといった事由のあるお子さんと、それから、子どもクラブに通学する1年生の児童も含まれております。

(3)の交通誘導員の配置でございます。こちらにつきましては先ほどご覧いただいた新しい通学路を含め、通学路上の交差点ですとか、めぐりんを利用する際に乗降する停留所等に配置をいたしまして、児童の安全確保を図っていくというものでございます。

現在、詳しい配置場所、配置時間等につきましては、学校、PTAと相談をさせていただきながら対応の準備をしまっているところでございます。

あわせて、資料にはございませんが、PTAの皆さんで自主的に安全確保のために交代で誘導のお仕事をしていただくといった取組みですとか、これまでどおり地域の皆様の見守り、さらに学校のほうで今、特に通学の開始当初につきまして、町会ごとの集団登校、こちらにつきましても実施について検討をしております。そのあたりを包括的に組み立てま

して、児童の安全確保を図ってまいりたいと考えてございます。

最後に項番3、今後の予定でございます。ただいまお話しいたしましたのが、この8月までに仮校舎の改修工事と学校の移転を行ってまいります。旧柳北小学校の改修工事につきましては、現在のところ予定どおり順調に進んでございます。

8月下旬の移転の後、9月の新学期からは仮校舎の共用が始まります。また、現校舎の解体工事につきましても本格的に現場のほうに入ってまいります。

それから、現在、作業を進めております実施設計につきましては11月中の完了を予定してございます。解体工事の終了後、来年6月以降になります。新校舎の改築工事に入りまして、平成30年12月いっばいに竣工させるという予定で現在、取組みを進めてございます。簡単ではございますが、以上でございます。よろしく願いいたします

**○垣内委員長** ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

**○高森委員** めぐりんの利用対象者が、134名ということですが、北めぐりんやぐるーりめぐりんの定員数の問題もあると思いますし、当然、運行時間の間隔もあると思います。この134名が学校の登校時間に間に合うように、各ブロックごとでルール決めのようなこともしていただければと思うのですが、その点については考えていますか。

**○事務局副参事** 今、高森委員からご質問をいただきましたとおり、特に登校時につきましては、朝の登校時間が決められてございますので、この時間に間に合う形で利用していただきたいということで、現在対象者につきましては、何時の便に、どこの停留所から乗るよというということで、人数的な部分の振り分け、お住まいの住所地との関係もございすが、この辺りのところを含めて学校のほうで振り分けをさせていただいて、保護者の皆さまにご協力をいただくという方法で進めてございます。

なお、朝のぐるーりめぐりんにつきましては、この8月から、朝の登校時間に間に合う8時過ぎの時間帯に1本便が増えることになりました。これにつきましては、こちらとしても活用していきたいと考えておりますので、併せて検討させていただきます。

また、帰りにつきましては、南めぐりんの利用が主になりますけれども、こちらは15分間隔でまいります。やはりバス自体が若干小さいということもございすが、また、実際に乗車を予定している停留所の前に三井記念病院などもございすが、一般乗客も一定程度乗っているという実情もございすが、です。この辺りもなるべく効率的に、また、待ち時間があまり長くないような形で安全に乗れるよというということで、基本的に各曜日ごと、また終業時間などを見て乗車時間の振り分けをすることも学校を中心に検討しているところでございます。

**○垣内委員長** このめぐりんについてですが、乗車券支給対象者に漏れた方々は、皆、このことをご納得されていらっしゃるかと考えてよろしいのでしょうか。

**○事務局副参事** やはり、あの子は乗れてうちの子は乗れないというところの部分については、このような決めにさせていただいていく中では発生してしまいます。ただ、その中で学校からも、私どもからもいろいろご説明をさせていただいているのですが、やはり、

より優先度の高いお子さんについて順に適応させていただきたいというところを含めご説明をして、ご理解はいただきたいということで説明をしてきてはございます。

ただ、やはり、今後、実際にやらせてみていただいて、9月以降、実際運用してまいりますけれども、徒歩通学を原則としながら、そちらの安全確保を最重点に置きながら、バスも有効に使えるかどうか、また、その中でどういった課題があるかということにつきましては、出てき次第、こちらとしてもなるべく解消するべく努力をしていきたいと思っております。

○高森委員 めぐりんを利用する低学年の児童は97名いますけれども、比較的多いと思うのですが、なかなか公共の交通機関を利用する経験の少ない小さい子供たちですので、当然、一般の乗客がいらっしゃると思いますから、乗車中のルールやマナーについての指導も学校を通じて徹底をお願いしたいと思っておりますし、また、あるいは保護者を通じて啓発していただければなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○垣内委員長 よろしいでしょうか

(なし)

○垣内委員長 それでは、庶務課事務局副参事のEについては報告どおり了承願います。

### (3) 児童保育課 才

○垣内委員長 次に、児童保育課長の才について、児童保育課長、報告をお願いします。

○児童保育課長 6月13日に開かれました、子育て支援特別委員会での教育委員会に関する審議の概要についてご報告をさせていただきます。

報告事項は5件でございます。

(1)につきましては、保育所の入所状況について報告をいたしましたところ、委員のほうからは、施設の整備も保育士の確保も限界ではないかということで、どのような方策を考えているのかというご質問をいただいております。

(2)につきましては、認可保育園、11月に開設する認可保育園についてご報告をさせていただきました。委員からは、代替園庭がないということで、どこで遊ばせるのかというご質問が出ております。

これにつきましては、近くの公園を利用する予定であるということをお答えさせていただきました。

(3)の保育緊急確保策につきましては、委員からは、民間事業者に場所を探させているという、そういう方法については限界があるということで、区有地等の活用も考えるべきではないかというご意見をいただきました。

これについては、民間物件のご提案も徐々には出てきておりますが、マッチングができたという実績にまだ結びついていないということで、相談を進めている旨ですとか、区有地の活用も今回、緊急確保策の中で入れてありますということでお答えをさせていただきます。

おります。

裏面をご覧ください。

(4) です。保育所等における業務効率化の推進につきまして、補正予算の事業につきましてご報告を差し上げました。委員からは、カメラで録画した画像を利用するにはルールが必要なので、そのあたり区の関与はないかということでございました。

こちらにつきましては、ルールの設定も補助条件に含めて検討していきたいという旨をお答えしてございます。

最後、(5)の放課後対策事業については、4月1日現在の利用状況についての報告をさせていただきます。委員からの主なご意見といたしましては、新たにこの委員会で全児童対策ということを審議していただくことになりましたので、これに対する意気込みを放課後対策担当課長から答弁をさせていただいたところでございます。

説明は以上でございます。

**○垣内委員長** ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

大変ご苦労されている様子が忍ばれるご報告でありましたが、区有地の有効利用、他区でもいろいろもめている事例もあるようですけれども、この見込みと言いますか、今後どのような感じになりそうなのでしょうか。活用を始めており、今後も活用していきたいところですが。

**○児童保育課長** 既に活用が決定しております根岸四丁目につきましては、今月下旬に住民説明会を開催し、お話をお伺いする機会を設けているところでございます。今後のことについてでございますが、町内全体で区有地あるいは区の施設といったものについて活用ができるかどうかということを現在、調査をかけているところでございます。

これにつきましては児童保育課も保育施設、認可保育園ですとか定期利用保育ですとかいろいろな手法がございますので、この手法に合致するかどうかというのを一から見直しをしまして、手を挙げていきたいと考えているところでございます。

**○垣内委員長** よろしいでしょうか。

(なし)

**○垣内委員長** それでは、児童保育課長のオについては報告どおり了承願います。

#### (4) 教育改革担当 力

**○垣内委員長** 次に、教育改革担当の力について、教育改革担当課長、報告をお願いします。

**○教育改革担当課長** 障害の状況に応じた学習方法の充実について、私のほうからご説明いたします。資料は10でございます。

項番1の目的にありますように、これは特別支援学級に在席している児童・生徒に対して障害により生じる習熟の程度に応じた学習を充実させるとともに、困難を克服できる



学習方法の充実を図ることを目的とするもので、項番2に記載させていただいた、特別支援学級の児童・生徒に一人一台のタブレット端末を配備すること、これがその手段でございます。

次に項番3の概要と効果についてです。資料のほうには黒丸で3点記載させていただいておりますが、まず、それぞれのポイントだけを拾い出してみます。

1点目のポイントは、アプリ等をダウンロードできる。2点目のポイントは三つありまして、各端末に提示できる、全員で答えを共有する、ピックアップして注目させるところです。3点目は、児童・生徒同士や児童・生徒と教員間でデータをやりとりできるるところです。

これらのポイントにつきまして、実際の授業場面ではどんな形になるのかということについて、お時間をいただきご説明いたします。

まず1点目のアプリというものについてですが、今は無料アプリが豊富に揃っております。例えば、番号順になぞるだけで漢字の書き順を覚えられたり、タブレット上で手で書くようにして計算をしたり、お絵かきができたり、あるいは、買い物の体験ができたりなど、これまで紙と鉛筆で行っていた学習がタブレット上でできるようになります。鉛筆で書くということは、タブレットが導入されても、これはもちろん必要な学習ですのでこれは全くなくなるということはありませんが、同じ問題を何度もやり直して完全に覚えることができたり、できるまで消しては書いて、消しては書いてということを繰り返すことができるようになったりします。

また、感覚的にタブレット上で指やペンで操作をすることができるので、これまで書くこと自体が困難で、課題に取り組めなかった子供たち、この子供たちも、例えばお金の計算はできるようになるとか、あるいは漢字を覚えたり、その書き順を覚えることはできるようになったりという効果が出てまいります。

また、これはアプリではございませんけれども、一人一人個別学習でタブレットを使う場合、例えば、工作や家庭科などの、いわゆるものづくりの場面では、事前に教員が操作などの手順を、動画や、あるいはコメントなどで作成しておくこと、子供たちに一斉にそれを送信して、子供たちはその作業工程に即して、タブレット上で、次はこういうことをするんだなということで作業を進めていくことができますし、戻って前の作業をやり直したい、あるいは完成度を高めたいと思ったら、またタブレット上で操作をして前に戻って、その部分を見て、自分で解決していくことができるというようになります。

もちろん、知的障害のある子供たちですので、その程度によってはそれが困難な子供たちもいますけれども、担任はむしろそのような子供たちに寄り添って、横について丁寧に教えていくということもできるようになります。

次に、2点目の各端末に提示できるとか、全員で答えを共有するとか、ピックアップして共有させるということについてですが、例えば、道徳の教材に動物が登場して、その動物に対する主人公の心情の変化に道徳的価値がある場合、事前に作成しておいた動物の絵、

犬だとかキリンだとか、その動物の絵を児童・生徒の端末に一斉にパンと送信して、子供たちに、「さて、その動物は何て言っているのかな」というふうにして吹き出しに書いて集めるということができます。

それは、例えば、あるクイズ番組では一つの画面に幾つものこんな画面を集約するということがありますけれども、そんな集約をしたものを今度は子供たちに送信すると、Aちゃんはこういうふうにしたんだ、B君はこういうふうにしたんだということを共有することができるようになります。

また、その中で、Aさんの答えだけに注目させたい場合は、そのAさんだけの答えをみんなに配って、Aさんはこういうふうにしたんですねというようなことを示すこともできるようになります。

また、各端末に提示できるという機能は、特別支援学級の子供たちにとってはとても効果的で、今まで、例えばプリントを配って、教員が「はい、ここを見て」というふうに指を指していたり、あるいは、あまりこういう指導場面はないのですが、上から3行目とか、4行目という指示をしなくても、教員がタブレット上で子供たちに同じ画面を配信して、「はい、ここ」ということをアンダーラインか何かでパッと引くと、子供たちのタブレット上でもパッとアンダーラインを引くことができるので、どこに注目したらいいのかということが手元でわかるようになります。

最後に3点目の児童・生徒同士や、児童・生徒と教員間でデータをやりとりするということについてですけれども、児童・生徒同士について言えば、例えば特別支援学級では語彙を増やすためにしりとり遊びであるとか、言葉の連想ゲームというものをやります。そのとき、自分のタブレット上に自分が考えた言葉、リンゴならリンゴと書くと、友達のところにも、リンゴという文字がパパパッと写るようになります。それを見たほかの順番の次の子供が、しりとりならしりとりなんですけれども、連想なら連想で次の言葉を書くと、またそれがパッと写っていくという形で、特別支援学級の子供にとっての共同学習というものができるようになります。

また、写真や動画やコメントなどを構成して、子供たちがつくった簡単なプレゼン子供たち同士で互いに見合うということもできます。

児童・生徒と教員間については、子供たちが例えば書き順のアプリを使っていたり、教員がつくった教材を子供たちが取り組んでいるときに、その途中の過程で止まっている時に、それを引き上げて教員がヒントを書いたり、すごく頑張っている子には引き上げて、頑張ったねというようなことを書いて、ポンと個別に戻すというようなデータのやりとりができます。

いずれにしても、特別支援学級によっては児童・生徒数が異なったり、同じ特別支援学級でも年度によって入学してくる子によって障害の状況が変容してくることから、これまでのアナログだけの環境よりも、その時の児童・生徒の実態に応じた授業を展開していくことが可能になってきます。

次に資料に戻りまして、項番4の導入機器等についてですけれども、資料のほうには「教室一台のルーター」となっておりますが、今後、情報システム課との協議により、無線LANの環境については柔軟に対応してまいりたいと思います。

項番5の今後のスケジュールについてですが、ご覧のように政策会議、あるいは情報化研究会でプレゼンなどを進めていきまして、予算要望して、来年度4月より配備していきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

○高森委員 概要と効果の1番目の項目についてですが、さまざまなアプリケーションを今、ダウンロードしているということですが、私もよくインターネットで公開されている無料のアプリケーションなどを利用していますと、例えば書き順について正しい書き順なのかどうか不安になるものもありますし、アプリケーションの種類にもよりますが、学校での教育の内容や学習指導要領の内容に合致しないものがあるのではないかと、心配なところもありますから、よく先生方で精査をしていただいて、適切なソフトを利用させていただくようお願いしたいと思います。おそらく、そういった検討会もあると思いますけれども、各学校間で共有をしていただいて、利用いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○教育改革担当課長 委員ご指摘のように、その点については教員を指導していきたいと思ひます。

○末廣委員 既にほかの区で、特別支援学級でこうした授業を行っているところはあるのですか。

○教育改革担当課長 23区内につきましては、タブレットを学校に、例えば中学生に全員、1人1台としているところは近くの区でもございますが、特別支援学級に着目しているところは今のところございません。

○末廣委員 普通の学級と大分違うところがあると思ひますし、特別支援学級のためのそうしたお話がいろいろとあって、かなり研究してきていると思ひますが、台東区独自でやり方を研究しているのですか。

○教育改革担当課長 特別支援学級の校長1名、副区長1名、それから各校から1名ずつのプロジェクトチームを立ち上げまして、例えば、先ほど高森委員がおっしゃったような、どんなアプリがいいかという選別であるとか、どのような活用があるかということをお話し合った上で、これは効果があると踏んだ上での今の時点でのご報告になっております。

○垣内委員長 ご説明の中で、非常に詳細な使い方の検討であるとか、可能性の追求をされているということもわかりましたし、他区に先駆けて、特に障害の多様性というのでしょうか、児童・生徒によって非常に、どの程度の障害が、どんな障害があるというのは非常に変わるものですから、既存の教育を補完するものとして非常に有効なものではないかと拝聴いたしました。

ただ一方で、通常の、普通の生徒さんにも非常に効果的な教育効果をもたらすものではないかと思いますが、この先、特別支援学級を越えて、いずれタブレットを配備するというようなことも視野に入っているのかどうかという点につきましてお尋ねしたいと思います。

○**教育改革担当課長** 文部科学省の教育振興基本計画では、平成32年度までに3.6人に1台という一つの指標を出しております。教育改革担当としてもそれに向けて配備は進めていかなければならないと考えておりますが、そのための手順といたしまして、今考えているところでは、まず、特別支援学級に導入したその翌年度には小学校、中学校それぞれでモデル校を指定して、そこで一定数のタブレットを配備して、そこで検証をした上で全校展開という、そんなような手順かと今のところは考えております。

○**垣内委員長** ほかにご質問はございませんか。

(なし)

○**垣内委員長** それでは、教育改革担当の力については報告どおり了承願います。

### 3 その他

○**垣内委員長** その他、何かございますか。

(なし)

○**垣内委員長** 以上をもちまして本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時44分 閉会